

岡崎市火葬場整備運営事業

募 集 要 項

平成 25 年 4 月 5 日

岡崎市

目 次

第 1	本書の位置付け.....	1
第 2	事業概要	2
1	事業内容に関する事項.....	2
第 3	応募に関する条件等	7
1	応募者の備えるべき参加資格要件	7
2	応募に関する留意事項.....	9
第 4	応募の手続き等.....	11
1	事業者の募集・選定スケジュール	11
2	応募の手続き	11
第 5	提案に関する条件	16
1	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する条件	16
2	施設の設計・建設業務及び維持管理・運営業務に関する提案の条件.....	17
3	事業計画に関する提案の条件.....	17
4	提案価格	17
第 6	優先交渉権者の選定方法等	18
1	選定方法	18
2	岡崎市火葬場整備運営事業者審査委員会	18
3	審査の手順及び方法	18
第 7	優先交渉権者決定後の手続	20
1	基本協定の締結	20
2	S P C の設立	20
3	事業契約書の作成.....	20
4	次点交渉権者との協議.....	20
5	事業契約の締結	21
6	契約保証金.....	21
7	保険.....	21
8	リスク管理方針	21
9	金融機関と市の協議（直接協定）	22
第 8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
第 9	その他事業の実施に関し必要な事項.....	24
1	本事業に関する問合せ先.....	24
別紙 1		25
別紙 2		26
別紙 3		27
別紙 4		28

第 1 本書の位置付け

本募集要項は、岡崎市（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した「岡崎市火葬場整備運営事業」を実施するに当たり、応募者を対象に公表するものである。

なお、次の文書は、本募集要項と一体のものである（以下「募集要項等」という。）。したがって、提案書の作成に当たっては、募集要項等を熟読のうえ、漏れの無いように努めること。また、募集要項等と、先に市が公表した実施方針、要求水準書（案）、実施方針等に関する質問・意見に対する回答、公募関係資料（案）及び公募関係資料（案）等に関する質問に対する回答、その他先に公表した資料及び回答との間に異なる点がある場合には、募集要項等の規定が優先するものとする。

- ・ 要求水準書
- ・ 支払方法説明書
- ・ モニタリング・減額方法説明書
- ・ 優先交渉権者選定基準
- ・ 参加資格審査様式集
- ・ 提案審査様式集
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 事業契約書（案）

第2 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

岡崎市火葬場整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 対象施設となる公共施設

岡崎市斎場（以下「本施設」という。）

(3) 公共施設の管理者の名称

岡崎市長 内田 康宏

なお、本施設は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」として位置付け、選定された事業者（以下「選定事業者」という。）を同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する「指定管理者」として指定する予定である。

(4) 事業の目的

現在の火葬場は昭和 51 年 6 月に供用開始して 36 年が経過しており、施設の老朽化が懸念されている。また、超高齢社会の到来による死亡件数の増加が見込まれ、施設規模等の見直しを図る時期にも来ている。

市では、このような課題を解決するため、平成 23 年度に「岡崎市火葬場建設基本計画」を策定し、平成 28 年 6 月の供用開始を目指して整備を進めている。

本事業は、設計・建設、維持管理、運営について、民間事業者の創意工夫を活用することにより財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を図るとともに、本事業を実施することによる地元経済への貢献について期待する。

(5) 基本方針

本事業は、次の事項に基づいて本施設の整備を行うこととする。

ア 将来の火葬需要に対応した施設規模

高齢化の進行に伴い、増加する火葬需要に対応できる施設規模、運営方式を検討する。

イ しめやかに故人と最後のお別れをする場としてふさわしい施設

会葬者となるご遺族等に配慮した動線を計画し、プライバシーを確保した空間づくりを行う。また、すべての人が快適に利用できるようユニバーサルデザインを採用し、利用者ニーズを踏まえたスペースや機能を備えた施設とする。

ウ 施設・設備の管理がしやすく、効率的な運営が可能な施設

効率的に火葬業務が執り行えるよう、運転及びメンテナンスのしやすい火葬設備を導入する。また、会葬者の動線と施設職員の作業動線の分離を図るとともに、

業務スペースの拡充や設備の充実を図る。

エ 環境にやさしい施設

本施設は、緑豊かな山間部にあり、集落が近接することから周辺環境への影響を最小限に抑える必要がある。そのため、ダイオキシン類の排出やばい煙の除去が十分に行える火葬設備を導入する。また、施設で使用する設備・機器は、省エネ、省CO₂に配慮したものを導入し、エネルギーコストの低減を図るとともに、地球環境にやさしい施設を検討する。

オ 災害時にも対応可能な施設

災害に強い構造を検討するとともに自家発電設備を設置し、一定期間は火葬ができるように整備する。

(6) 事業の内容

本事業は、次の事業内容とし、詳しくは要求水準書に示す。

ア 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが本施設を設計・建設し、本施設の所有権を市に移管した後、本施設の維持管理を行うBTO (Build Transfer Operate) 方式により実施する。

イ 事業実施スケジュール

事業実施スケジュールは次のとおり予定している。なお、既存火葬場の火葬炉は、本施設の供用開始日の前日まで稼働させ、新施設の供用開始後に廃止する。

時期	内容
平成26年2月	仮契約の締結
平成26年3月	定例会（議会）に次の議案の上程 ・ 事業契約に関する議案 ・ 公の施設の設置条例に関する議案 ・ 指定管理者の指定に関する議案 (議決) 契約締結、指定管理者の指定
平成26年4月～	施設の設計・建設、既存待合棟の解体
平成28年5月	火葬場施設の引渡し、所有権移転期限
平成28年6月	火葬場施設の供用開始
平成28年6月～	既存火葬棟等の解体、敷地整備
平成29年3月	既存火葬棟等の解体、敷地整備完了
平成43年5月	事業期間終了（維持管理・運営期間15年間）

ウ 事業者の業務範囲

(7) 施設整備業務

- a 事前調査業務
- b 設計業務
- c 建設業務
- d 備品等整備業務

- e 工事監理業務
- f 仮設待合室等設置業務
- g 環境保全対策業務
- h 所有権移転業務
- i 各種申請等業務
- j 稼働準備業務
- k 周辺整備業務
- l その他施設整備上必要な業務

(イ) 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 清掃業務
- d 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務
- e 警備業務
- f 環境衛生管理業務
- g 火葬炉保守管理業務
- h 備品等管理業務
- i 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
- j その他維持管理上必要な業務

(ロ) 運營業務

- a 予約受付業務
- b 利用者受付業務
- c 告別業務
- d 炉前業務
- e 収骨業務
- f 火葬炉運轉業務
- g 動物・胞衣等の火葬業務
- h 待合室関連業務
- i 物品販売業務
- j 公金収納代行業務
- k その他運営上必要な業務

(ハ) 既存施設の解体業務

- a 既存施設の解体業務
- b 廃棄物の処理業務
- c 跡地整備業務

エ 事業者の収入

事業者の収入は次のとおりとする。詳しくは支払方法説明書に示す。

(ア) 市が支払うサービス購入料

上記ウに示す各業務を行うことに対して、市は事業者サービス購入料を支払う。サービス購入料は、物価変動や金利変動があった場合には、事業契約に従って改定することがある。また、事業者の事業契約の履行状況により、市は事業者サービス購入料を減額又は停止することがある。

なお、本施設は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する「公の施設」として位置付けており、使用料は、市の収入とする。

(イ) 物品販売収入

物品販売による収入は事業者の収入とする。

(7) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたり、PFI法のほか、次の法令等を遵守することとする。

- ア 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）
- イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ウ 消防法（昭和23年法律第186号）
- エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- オ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
- カ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- キ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ク 水質汚濁防止法（昭和45年法律第49号）
- ケ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- コ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- サ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- シ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ス 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- セ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ソ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- タ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- チ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ツ 健康増進法（平成14年法律第103号）
- テ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ト エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ナ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ニ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- ヌ 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年省令第24号）
- ネ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申）
- ノ 愛知県建築基準条例（昭和39年愛知県条例第49号）

- ハ 動物処理場等に関する条例（昭和 24 年愛知県条例第 3 号）
- ヒ 胞衣及び産汚物取締条例（昭和 23 年愛知県条例第 17 号）
- フ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）
- ヘ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成 6 年愛知県条例第 33 号）
- ホ 岡崎市火葬場条例（昭和 39 年条例第 22 号）
- マ 岡崎市火葬場管理規則（昭和 51 年規則第 35 号）
- ミ 岡崎市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成 15 年規則第 42 号）
- ム 岡崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 18 号）
- メ 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例（平成 24 年条例第 22 号）
- モ 岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 15 年規則第 55 号）
- ヤ 岡崎市環境基本条例（平成 17 年条例第 139 号）
- ユ 岡崎市建築基準法施行細則（昭和 56 年規則第 41 号）
- ヨ 岡崎市都市計画法施行細則（平成 15 年規則第 19 号）
- ラ 岡崎市生活環境保全条例（平成 18 年条例第 19 号）
- リ その他施設の設計・建設、維持管理及び運営に関する関係条例等

第3 応募に関する条件等

1 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

本事業に応募する事業者（以下「応募者」という。）の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、次に掲げる企業を含むグループにより構成されるものとする。

- (ア) 火葬炉を除く本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）
- (イ) 火葬炉を除く本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）
- (ウ) 本施設の工事監理を行う企業（以下「工事監理企業」という。）
- (エ) 火葬炉の設計・製作を行う企業（以下「火葬炉企業」という。）
- (オ) 火葬炉を除く本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）
- (カ) 本施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）
- (キ) 火葬炉の保守管理及び運転業務、並びに火葬業務を行う企業（以下「火葬炉運転企業」という。）

その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業（以下「その他企業」という。）の参加を認めるものとする。

イ 応募者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書提出時には構成員及び協力企業の企業名、並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。なお、構成員及び協力企業の定義については、次のとおりとする。

- (ア) 構成員とは、S P C（Special Purpose Company：特別目的会社）に対して出資する者であってS P Cが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
- (イ) 協力企業とは、S P Cに対して出資は行わない者であり、S P Cが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。

ウ 参加表明書提出以降、応募者の構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

エ 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。ただし、火葬炉企業及び火葬炉運転企業については、この限りではない。

オ 応募者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。

(2) 構成員及び協力企業の業務兼務

構成員及び協力企業が上記(1)アに掲げる企業のいくつかを兼ねることを可能とする。ただし、建設企業又は火葬炉企業と工事監理企業を兼ねること、又は資本面若しくは人事面において関連がある企業同士が建設企業又は火葬炉企業と工事監理企

業になることはできないものとする。

(3) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。
- ウ 参加資格確認日において、市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- エ 設計企業は、建屋の設計を実施する企業にあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- オ 建設企業は、次の要件を満たしていること。
 - (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - (イ) 岡崎市内に建設業法上の主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者については、岡崎市総合評定値算定要領に基づく総合評定値が、1,500 点以上、それ以外の者については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値が 1,500 点以上であること。ただし、複数で参加する場合は、主たる建設企業以外の企業の総合評定値が 880 点以上であること。
- カ 工事監理企業は、建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- キ 火葬炉企業は、火葬炉を自治体に納入・設置した実績のある者であること。

(4) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア P F I 法第 7 条の 2 の規定に該当する者。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ウ 市より入札参加停止の措置を受けている者。
- エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。
- カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告がなされている者。
- キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- ク 直近 1 年分の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。

ケ 本事業のアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都多摩市関戸 1 丁目 7 番地 5）

日比谷パーク法律事務所（東京都千代田区有楽町 1 丁目 5 番 1 号）

信和測量株式会社（東京都港区西新橋 3 丁目 23 番 6 号）

コ 本事業の「岡崎市火葬場整備運営事業者審査委員会」の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

(5) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。

参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者が上記(1)～(4)の要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。ただし、応募者のうち代表企業以外の構成員又は協力企業が上記(1)～(4)の要件を欠くような事態が生じた場合については、市と協議を行う。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾のうえ、応募に参加すること。

(2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 公正な応募の確保

応募にあたって、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合、市は契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 応募に係る提出書類の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、提案書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、応募者からの提出書類については返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 参加資格要件のない者が行った応募

イ 委任状を提出しない代理人による応募

ウ 記名押印を欠く応募

エ 金額を訂正した応募

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である応募

カ 明らかに連合によると認められる応募

キ 同一事項の応募について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の応募

ク その他応募に関する条件に違反した応募

(7) 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を、本事業の応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

第4 応募の手続き等

1 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールを次のとおり予定している。

日程（案）	内容
平成25年4月5日（金）	募集要項等の公表
平成25年4月5日（金） ～22日（月）	募集要項等に関する質問の受付
平成25年4月15日（月）	募集要項等に関する説明会及び現地見学会
平成25年5月24日（金）	募集要項等に関する質問に対する回答・公表
平成25年5月30日（木） ～6月3日（月）	参加表明書及び参加資格審査申請書等の受付
平成25年6月17日（月）	参加資格審査結果の通知
平成25年6月18日（火） ～6月21日（金）	対面対話参加申込み及び質問の受付 基本協定書（案）及び事業契約書（案）に関する質問の受付
平成25年7月2日（火） ～7月4日（木）	対面対話の実施
平成25年7月17日（水）	基本協定書（案）及び事業契約書（案）に関する質問に対する回答・公表
平成25年8月30日（金）	提案書の受付
平成25年10月上旬	提案に関するヒアリング
平成25年11月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
平成25年12月上旬	基本協定の締結
平成26年2月上旬	仮契約の締結
平成26年3月	定例会（議会）に次の議案の上程 ・事業契約に関する議案 ・公の施設の設置条例に関する議案 ・指定管理者の指定に関する議案 （議決）契約締結、指定管理者の指定

2 応募の手続き

(1) 募集要項等に対する説明会及び現地見学会

募集要項等に対する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。なお、説明会及び現地見学会において、募集要項等の配布は行わないので、参加者各自で用意すること。

ア 日時

説明会 : 平成25年4月15日（月）14時～15時

現地見学会 : 平成25年4月15日（月）15時～16時

イ 場所

説明会 : 岡崎墓園納骨堂 葬祭室（愛知県岡崎市才栗町宇流石51番地）

現地見学会 : 岡崎市斎場（愛知県岡崎市才栗町左世保田1番地3）

ウ 参加申込み

説明会及び現地見学会の参加希望者は、別紙１に記入のうえ、平成 25 年 4 月 10 日（水）17 時までに、E-mail に記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付して提出すること。

提出先 岡崎市保健部保健総務課

E-mail kasojo@city.okazaki.aichi.jp

(2) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成 25 年 4 月 5 日（金）9 時 ～ 平成 25 年 4 月 22 日（月）17 時

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、別紙２に記入のうえ、E-mail に記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付して提出すること。

提出先 岡崎市保健部保健総務課

E-mail kasojo@city.okazaki.aichi.jp

(3) 募集要項等に関する質問への回答の公表

提出された募集要項等に関する質問への回答は、平成 25 年 5 月 24 日（金）から市のホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

市ホームページ <http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu11211.html>

(4) 参加表明書及び参加資格申請書等の受付

応募者は、下記イに示す書類を「参加資格審査様式集」に従い作成し、市へ持参により提出すること。

ア 受付期間

平成 25 年 5 月 30 日（木）～ 平成 25 年 6 月 3 日（月）

9 時～17 時（閉庁日を除く。）

イ 提出書類

- | | |
|------------------------------|-------|
| (ア) 参加表明書（様式 1） | 正 1 部 |
| (イ) 参加資格審査申請書（様式 2） | 正 1 部 |
| (ウ) グループ構成表及び役割分担表（様式 3） | 正 1 部 |
| (エ) 委任状（構成員・協力企業→代表企業）（様式 4） | 正 1 部 |
| (オ) 委任状（代表企業内）（様式 5） | 正 1 部 |
| (カ) 火葬炉納入・設置実績調書（様式 6） | 正 1 部 |
| (キ) 情報管理誓約書（様式 7） | 正 1 部 |

※ (キ)にあつては、火葬炉企業又は火葬炉運転企業が他の応募者の構成員又は協力企業を兼ねる場合に提出すること。

ウ 提出先

岡崎市保健部保健総務課

愛知県岡崎市若宮町 2 丁目 1 番地 1（岡崎げんき館 2 階）

(5) 参加資格審査の結果通知

参加資格審査の結果については、平成 25 年 6 月 17 日（月）までに応募者の代表企業に対し、書面にて通知する。なお、この際に通知する登録番号を用い、提案書の作成を行うこと。

(6) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査の結果通知により、参加資格がないと認められた応募者の代表企業は、平成 25 年 6 月 24 日（月）から平成 25 年 6 月 26 日（水）までの各 9 時から 17 時までの間に、書面（様式自由。ただし、応募者の代表企業印を要する。）により説明を求めることができる。

(7) 対面对話参加申込み及び質問の受付

市は、要求水準が適切に応募者の提案内容に反映されるよう、参加資格が確認された応募者を対象に質問等を受け付ける。

ア 受付期間

平成 25 年 6 月 18 日（火）9 時 ～ 平成 25 年 6 月 21 日（金）17 時

イ 提出書類

- | | |
|---------------------------------|------|
| (ア) 対面对話に関する質問書（別紙 3） | 1 部 |
| (イ) 完成時の施設配置及び車両動線を示すもの | 12 部 |
| (ウ) 工事中の配置計画（仮設待合室）及び車両動線を示すもの | 12 部 |
| (エ) 建物内の平面計画を示すもの | 12 部 |
| (オ) その他、要求水準書の意図の確認のために必要なモデル図等 | 12 部 |

※ 上記の(イ)～(オ)の書類の提出は任意とし、提出方法については、事前提出又は当日直接持込みのいずれの方法も可能とする。

ウ 提出方法

上記の提出書類について、(ア)については E-mail、(イ)～(オ)について、事前に提出する場合は、郵送または持参により提出すること。ただし、郵送の場合は受付期間中の必着とし、持参の場合は閉庁時間を除き受付を行う。

提出先 岡崎市保健部保健総務課

愛知県岡崎市若宮町 2 丁目 1 番地 1（岡崎げんき館 2 階）

E-mail kasojo@city.okazaki.aichi.jp

(8) 要求水準書に関する対面对話

市は、要求水準書に関する対面对話実施要領に基づき、平成 25 年 7 月 2 日（火）

から平成 25 年 7 月 4 日（木）に、応募者から提出された質問等をもとに対面対話を実施する。なお、詳細については、市より応募者の代表企業に通知する。

(9) 基本協定書（案）及び事業契約書（案）に関する質問の受付

基本協定書（案）及び事業契約書（案）に関する質問を、対面対話に関する質問等とともに次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成 25 年 6 月 18 日（火）9 時 ～ 平成 25 年 6 月 21 日（金）17 時

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、別紙 4 に記入のうえ、E-mail に記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付して提出すること。

提出先 岡崎市保健部保健総務課

E-mail kasojo@city.okazaki.aichi.jp

(10) 基本協定書（案）及び事業契約書（案）に関する質問への回答の公表

提出された基本協定書（案）及び事業契約書（案）に関する質問への回答は、平成 25 年 7 月 17 日（水）から市のホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

市ホームページ <http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu11211.html>

(11) 応募の辞退

参加資格の確認を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、応募書類提出期限までに、応募辞退届（様式 8）を市へ持参により提出すること。

なお、応募を辞退した場合に、今後、市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

(12) 提案書の受付

参加資格の確認を受けた応募者は、下記イに示す書類を「提案審査様式集」に従い作成し、市へ持参により提出すること。

ア 受付日時

平成 25 年 8 月 30 日（金）9 時～15 時

イ 提出書類

- | | |
|-----------------------------------|----------------|
| (ア) 提案書提出届（様式 1 - 1） | 1 部 |
| (イ) 要求水準に関する誓約書（様式 1 - 2） | 1 部 |
| (ウ) 要求水準セルフチェックシート（様式 1 - 3） | 正本 1 部、副本 19 部 |
| (エ) 提案価格書（様式 2） | 1 部 |
| (オ) 設計図書（様式 3 ～ 3 - 14） | 正本 1 部、副本 19 部 |
| (カ) 設計・建設業務に関する提案書（様式 4 ～ 4 - 14） | 正本 1 部、副本 19 部 |

- (キ) 維持管理・運営業務に関する提案書（様式 5 ～ 5 - 13） 正本 1 部、副本 19 部
- (ク) 事業計画に関する提案書（様式 6 ～ 6 - 10） 正本 1 部、副本 19 部
- (ケ) 上記(ア)～(ク)を記録した電子データ 3 部

※ 上記(エ)については、封筒に封かんして提出すること。

※ 上記(オ)については、各ページの下に通し番号を振り、A 3 判横型左綴じで提出すること。

※ 上記(カ)～(ク)については、各ページの下に通し番号を振り、A 4 判縦型左綴じ（A 3 判は横型で一連とし折り込むこと。）で提出すること。

ウ 提出先

岡崎市保健部保健総務課

愛知県岡崎市若宮町 2 丁目 1 番地 1（岡崎げんき館 2 階）

(13) 提案に関するヒアリング

提案書の内容の確認のために応募者に対するヒアリングを平成 25 年 10 月に実施する。詳細については、追って通知する。

(14) 提案書の返却

提出した提案書類の返却は行わない。

第5 提案に関する条件

1 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する条件

(1) 立地条件

項目		内容
建設予定地		愛知県岡崎市才栗町字左世保田 1 番地 3
事業対象敷地面積		21,232.37 m ² (うち平地面積 8559.22 m ²)
敷地概要	用途地域	市街化調整区域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
土地の所有関係		市所有

(2) 規模及び機能

項目		内容
火葬炉数	大型炉	12基
	超大型炉	1 基
	動物炉	1 基
待合室		12室
告別室		4 室
収骨室		4 室
駐車場	普通車	70台以上
	マイクロバス	10台以上
	車椅子利用者用	5 台以上
	動物炉利用者用	3 台以上
	事業者職員用	事業者の提案による

(3) 解体の対象となる既存施設

項目		内容
構造、階数		鉄筋コンクリート構造、平屋建て
延床面積等	床面積	1,232.74m ²
	(内訳) 火葬棟	602.94m ² (火葬炉10基、動物焼却炉 1 基、無縁無臭装置 再燃炉11基、事務室、収骨室 2、霊安室、告 別ホール、祭壇 2)
	待合棟	479.57m ²
	渡り廊下	97.50m ²
	残灰庫	7.35m ²
	車庫兼倉庫	22.68m ²
	車庫 (軽量鉄骨)	22.70m ²

2 施設の設計・建設業務及び維持管理・運営業務に関する提案の条件

本施設の設計・建設業務及び維持管理・運営業務については、「要求水準書」及び「提案審査様式集」に従い、提案書を作成すること。

3 事業計画に関する提案の条件

事業計画については、「提案審査様式集」及び次の事項に従い、提案書を作成すること。

(1) サービス対価

市は、事業者から提供されたサービスの対価を支払う。支払方法の詳細については、「支払方法説明書」を参照すること。

(2) 金利変動又は物価変動等によるサービス対価の改定

サービス対価の改定の詳細については、「支払方法説明書」を参照すること。

(3) サービス対価の減額等

市は、モニタリングを行い、募集要項等で定められた要求水準が満たされていない場合は、サービス対価の減額等を行う。モニタリングの考え方・手法等の詳細については、「モニタリング・減額方法説明書」を参照すること。

4 提案価格

(1) 提案価格の算定方法

市が支払うサービス購入料A～Fの合計金額を提案価格とすること。なお、サービス購入料B及びサービス購入料Dの算定に用いる割賦手数料は、次の基準金利に応募者の提案するスプレッドを加えたものとする。なお、事業期間中の金利変動は見込まないこと。

サービス購入料B及びDの算定に用いる基準金利（提案用基準金利）	平成 25 年 7 月 30 日（火）東京時間午前 10 時にテレレート 17143 ページに発表される東京スワップレファレンスレート（TSR）として表示される 6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年物（円/円）金利スワップレート
---------------------------------	---

(2) 市の支払総額の上限価格

5,925,791,000 円（現在価値換算前の実額ベースで、消費税及び地方消費税を含まない。）

第6 優先交渉権者の選定方法等

1 選定方法

本事業では、施設の建設及び既存施設の解体と維持管理そして運営が良質な公共サービスの提供として、適正なコストで実施できる事業者の参加を広く募集する。事業者の選定に当たっては、透明性及び公平性の確保に十分留意して公募型プロポーザル方式で行う。詳しくは優先交渉権者選定基準を参照すること。

2 岡崎市火葬場整備運営事業者審査委員会

提案書等の審査は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置した「岡崎市火葬場整備運営事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において行う。

審査委員会は、次の5名の委員で構成される。なお、本事業の優先交渉権者選定までの間に、事業者選定に関して、応募者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の応募者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

委員長	奥野 信宏（中京大学 総合政策学部教授）
委員	安藤 基紀（あずさ監査法人 公認会計士）
委員	片山 幸士（人間環境大学 人間環境学部教授）
委員	鈴木 賢一（名古屋市立大学大学院 芸術工学研究科教授）
委員	大羽 良（岡崎市保健部長）

3 審査の手順及び方法

(1) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書について、参加資格要件の具備を確認し、市は参加資格審査結果を応募者の代表企業に通知する。

(2) 提案審査

「優先交渉権者選定基準」に従って、審査委員会において提案書を総合的に審査・評価する。

(3) 審査項目

審査項目は「優先交渉権者選定基準」に示す。

(4) 審査結果

市は、審査委員会による審査結果に基づき優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い、その結果を市ホームページ等で公表する。

なお、市は、最終的に応募者がいない場合、または本事業をPFI法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合には、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

第7 優先交渉権者決定後の手続

1 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに、基本協定書（案）に基づき、基本協定を市と締結しなければならない。

2 S P Cの設立

- (1) 本事業を実施することとして選定された優先交渉権者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてS P Cを岡崎市内において設立するものとする。
- (2) 優先交渉権者の構成員はS P Cへ出資することとし、構成員以外のものがS P Cへ出資することは認めない。
- (3) 優先交渉権者の構成員のうち代表企業については、S P Cに出資する全ての企業の中で最大出資比率となるようにすることとする。
- (4) S P Cに出資する全ての企業は、事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

3 事業契約書の作成

市と優先交渉権者は、事業契約書（案）に基づき、事業契約書を作成するものとする。

4 次点交渉権者との協議

- (1) 事業契約の内容に関する協議が成立しない場合
市は、事業契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。
- (2) 事業契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合
市は、事業契約締結までに優先交渉権者が前記第3の1「応募者の備えるべき参加資格要件」で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

5 事業契約の締結

(1) 事業契約の締結

市は、事業契約に関する議案、公の施設の設置条例に関する議案、指定管理者の指定に関する議案を、平成 26 年 3 月定例会に上程する予定である。

(2) 契約内容

事業契約書において、事業契約を締結する S P C が遂行すべき業務内容、サービス購入料の算出方法、支払方法及び損害賠償等を定める。

(3) 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約の検討に係る優先交渉権者側の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

6 契約保証金

契約保証金は、S P C が自己の責任及び費用負担において、市又は事業者を被保険者とし、本施設の施設整備業務及び既存施設の解体業務に係る対価（サービス購入料 A～D）から割賦金利相当額を控除した額の 10 分の 1 以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、もしくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させることにより、これを免除する。

なお、S P C は、自ら被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、事業契約書（案）に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、市を第一順位とする質権を設定する。かかる質権設定の費用は S P C が負担する。

7 保険

S P C は本事業に関連する保険に加入することとする。詳細については、事業契約書（案）を参照すること。なお、市は火災保険を付保する。

8 リスク管理方針

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことを基本とする。施設の設計・建設、維持管理・運営における責任は原則として S P C が負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスク分担

市とＳＰＣのリスク分担については、事業契約書（案）に示すとおりである。なお、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

９ 金融機関と市の協議（直接協定）

市は、プロジェクトファイナンスを想定していることから、本事業の安定性、継続性の確保のために必要がある場合には、ＳＰＣに資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業における法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

- (1) P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。
- (2) 市は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わないものとする。

第9 その他事業の実施に関し必要な事項

1 本事業に関する問合せ先

本事業の担当部署は、次のとおりである。

岡崎市保健部保健総務課

〒444-8545

愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1

電話 : 0564-23-6182 / F A X : 0564-23-5041

E-mail : kasojo@city.okazaki.aichi.jp

募集要項等に対する説明会及び現地見学会への参加申込書

(宛先) 岡崎市長

「岡崎市火葬場整備運営事業」の募集要項等に対する説明会及び現地見学会への参加を申し込みます。

商号又は名称	
所在地	
所属	
担当者名	別添のワードファイルにて ご記入いただき提出ください。
電話	
FAX	
E-mail	
参加内容	
参加者名	

※ 参加者は、1社につき3名までとします。

別紙 2

別紙 2

平成 年 月 日

募集要項等に関する質問書

(宛先) 岡崎市長

質問者 商号又は名称

所在地

所属

担当者氏名

電話

FAX

E-mail

岡崎市火葬場整備運営事業の募集要項等に関して、次の質問がありますので提出します。

[illegible]

※質問は簡潔に取りまとめて記載すること。

別紙 3

別紙 3

平成 年 月 日

対面対話に関する質問書

(宛先) 岡崎市長

質問者 グループ名

代表企業	商号又は名称
------	--------

所在地

所属

担当者氏名

電話

FAX

E-mail

岡崎市火葬場整備運営事業の要求水準書に関して、次の質問がありますので提出します。

[illegible]

※質問は簡潔に取りまとめて記載すること。

別紙 4

別紙 4

平成 年 月 日

基本協定書（案）及び事業契約書（案）に関する質問書

(宛先) 岡崎市長

質問者 商号又は名称

所在地

所属

担当者氏名

電話

FAX

E-mail

岡崎市火葬場整備運営事業の基本協定書（案）及び事業契約書（案）に関して、次の質問がありますので提出します。

[illegible]

※質問は簡潔に取りまとめて記載すること。